

会 議 録

会議の名称	令和6年第3回定例会 和泉市例規等審査委員会
開催日時	令和6年9月3日(金)午前10時から午前11時まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	<p>【例規等審査委員会委員】</p> <p>(委員長)吉田副市長</p> <p>(委員)森吉副市長、並木参与、前田市長公室長、土本総務部長、山崎環境産業部長、西川福祉部長、東教育・こども部長、門林政策企画室長、奥人事課長、左海財政課長</p> <p>【事務局職員】</p> <p>(総務管財室)西川室長、高垣課長、中川総括主幹、澤田総括主査</p> <p>【担当課職員】</p> <p>(政策企画室)田嶋課長</p> <p>(広報・協働推進室)関戸室長、蓮池課長、平井総括主幹</p>
会議の議題	<p>1 審査案件</p> <p>和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部改正</p> <p>2 報告案件</p> <p>(1)和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正</p> <p>(2)和泉市国民健康保険条例の一部改正</p> <p>(3)和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部改正</p> <p>(4)刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定<検察協議前></p>
会議の要旨	<p>・令和6年第3回定例会に提案する条例案について審査を行った。</p> <p>・令和6年第3回定例会に提案する条例案及び検察協議前の条例案で、軽易なものについて報告を行った。</p>
会議録の作成方法	<p><input type="checkbox"/>全文記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>要点記録</p>
記録内容の確認方法	<p><input type="checkbox"/>会議の議長の確認を得ている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>出席した委員全員の確認を得ている</p> <p><input type="checkbox"/>その他()</p>
その他の必要事項	会議非公開

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)	
吉田委員長	<p>1 審査案件</p> <p>(1)和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部改正</p> <p>担当課から、条例案について補足説明があればお願いします。</p>
政策企画室	<p>本年第1回定例会の総務企画委員会協議会において、企業版ふるさと納税に関する制度化の意見があったものの、制度化しても寄附の見通しが立たないことと、法人関係税が最大9割軽減される現行制度は令和6年度までとなることから、導入を見送ることとし、令和7年度以降の国制度の延長を注視しつつ、今後の歳入確保策の1つとして検討していたところである。このたび、この制度を活用した寄附の意向が示されたため、この寄附を逃すことなく確保すべく、制度化の手続きを進めてきた。</p> <p>審査1の資料の7頁目、制度のポイント欄の2つ目の※印、「本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外」となるが、右上の図にあるように、企業が1,000万円を寄附した場合、通常の損金算入3割に加えて、6割が税額控除の対象となるため、企業としては最大900万円の法人関係税が軽減される。</p> <p>下段の「活用の流れ」をご覧ください。①の地方版総合戦略については、本市では既に策定済みであったため、企業版ふるさと納税の制度化のためには、②の地域再生計画の作成が必要であった。地域再生計画の作成にあたっては、従来は①の地方版総合戦略を元に個別計画を策定する必要があったが、要件緩和により地方版総合戦略を転記することで地域再生計画の作成が可能となった。個別計画を策定する場合、寄附の対象がその事業のみに限定されてしまうため、広く寄附を受けられる体制を整備するために、本市では地方版総合戦略の転記により地域再生計画を作成することが望ましいと判断し、国との調整を行い、本年8月19日に内閣府から③計画の認定を受けた。現在は寄附を受け付けられる状況にある。国の認定通知は11頁目に、本市の地域再生計画は13頁目に添付しているので、ご確認ください。現時点では、歳入確保のための環境整備に留まるが、国制度が延長されれば、企業への営業活動等を実施していこうと考えている。</p> <p>続いて、資料の8頁目、寄附申込書のひな形を添付している。この申込書の「1 寄附金の使途及び額」の表中に示した(ア)から(ケ)までの区分の中から、企業は寄附金の使途を選択する。(ア)から(ケ)までの区分については、本市の地方版総合戦略から転記したものである。なお、現在「(オ)新旧の魅力が融合する観光の振興事業」への寄附の意向を示している企業がある。今年度は基金に積み立てて、後年度に美術館等の観光施設の環境整備への活用を予定している。</p> <p>次に資料の10頁、今後の企業版ふるさと納税制度の活用フロー図を示している。フロー図の左側、企業への営業・財源確保は事業所管課が行う予定であるが、やみくもに営業活動を行うのではなく、まずは政策企画室に相談の上、地域再生計画との整合性を確認をし</p>

	<p>ながら進めていく。事業の実施が決定している事業については、政策企画室に報告のうえで企業への営業活動を実施し、事業の実施が決定していない事業については、まずは事業の実施について庁内調整をしたうえで、企業への営業活動を実施するものと考えている。続いてフロー図の右側、政策企画室においては、当初予算のプレス資料等を参考に新規事業を抜粋して、ホームページでの周知や、包括連携協定締結先への営業活動を実施していく。その他、フロー図の下部にあるように、企業から寄附を受領すれば、6月頃に外部有識者による効果検証を行う。補足説明は以上である。</p>
吉田委員長	<p>総務管財室から、確認事項について報告をお願いします。</p>
総務管財室	<p>総務管財室から担当課に対して以下の4点の確認を行った。</p> <p>1点目、企業版ふるさと納税による税控除の率が現行の9割となったのは、令和2年度からであるが、なぜ今導入するのか。担当課からは、これまでは寄附が見込めなかったため導入を見送っていたが、複数の企業から寄附の打診があったため、導入を行うものだとの回答を得ている。</p> <p>2点目、返礼品等の経費に寄附金を充当できるようにすることだが、返礼率の引下げもある中で、和泉市の受入額は今後も増加していく想定なのか。担当課からは、総務省より返礼率の引下げが行われたものの、ふるさと納税の規模は年々右肩上がり推移しており、和泉市の受入額も増加が見込まれることから、返礼品等の経費による財政負担を軽減すべく改正を行うものだとの回答を得ている。</p> <p>3点目、寄附金を充当できるようにする経費に人件費は含まれるのか。担当課からは、寄附金の充当対象となる経費に人件費を含むことは可能だとの回答を得ている。</p> <p>4点目、経費の財政負担の軽減が目的であるとのことだが、経費の規模はどの程度なのか。担当課からは、令和5年度実績では、寄附金の受入総額が約9億円で、必要となった経費は約4.5億円との回答を得ている。</p> <p>総務管財室の確認事項は以上である。</p>
吉田委員長	<p>この審査案件について質問等があればお願いします。</p>
奥委員	<p>先ほど、令和7年度以降の国制度の延長を注視すると説明があったが、現時点での制度延長についての国の動向はどのようなものか。</p>
政策企画室	<p>現時点では、国制度の延長は決定していないが、全国市長会から制度延長の要望が出ているほか、内閣府は5年間の国制度の延長を令和7年度の税制改正要望に盛り込むとの報道がなされている。おそらく年内には制度の延長が決定されるものと想定している。</p>

奥委員	<p>これまで、国制度の延長が不明確なため制度化を見送っていたと理解しているが、延長が正式に決定していない状況で、10月議会であえて制度化を行おうとする理由は。</p>
政策企画室	<p>企業版ふるさと納税については、国制度の延長の有無にかかわらず、今年度のみとなっても実施したいと方針を転換し、国との事務手続を進めてきた。寄附金を基金に積み立てるためには、今回の条例改正が不可欠であるが、企業版ふるさと納税として寄附を受け付けること自体は、地域再生計画の認定を受けた8月19日以降可能になっている。しかしながら、企業版ふるさと納税を単なる寄附とするのではなく、和泉市ふるさと元気寄附として、条例にその目的を位置付けた上で取り組むべきだと判断し、速やかに条例整備を行うために10月議会での条例改正をめざすこととした。また、実際に寄附の意向を示している企業との調整を進める上でも、速やかに条例の整備を行うべきであると考えている。</p>
奥委員	<p>外部有識者による評価が必要とのことであるが、これは義務的なものなのか、外部の有識者でなくてはならないのか。</p>
政策企画室	<p>外部有識者による評価は制度上求められているものである。例えば、寄附をいただき、基金に積み立てるだけの場合でも、外部有識者による評価が必要になる。その手法について、本市では外部評価委員会という会議体で行うのではなく、地方自治法第174条に規定する専門委員を新たに設置し、その専門委員への意見聴取という形で行う予定である。他市でもそのような方法で行っているところがあるので、参考にしていきたい。</p>
門林委員	<p>補足すると、交付金をもらう際のように外部評価委員会を設置して外部評価を行う方法もあるが、例えば、寄附を受け付けても基金に積み立てるだけの場合もあるので、それを評価するためにそこまでの会議体を設置する必要はなく、複数の外部の委員に意見を伺えば足りるものと考えている。</p>
奥委員	<p>専門委員が評価を行うのは、寄附を受け付けた年の翌年なのか、事業を行った年の翌年なのか。</p>
政策企画室	<p>寄附を受け付けたら、原則的には現年に活用するが、条例を改正することで、基金への積み立てが可能になり、次年度以降に活用できるようになる。寄附を基金に積み立てる行為が発生すると、次の年に外部評価が必要になる。</p>
奥委員	<p>事業に対しては評価を行わないのか。例えば令和6年度に寄附を受け付けて、令和7年度に事業を実施した場合、令和7年度に実施した事業について、令和8年度に評価を行うと思っていたが、事業を評価するわけではないのか。</p>

政策企画室	本来は事業を評価するものである。今の例で言えば、令和6年度に寄付を受け付け基金に積み立てる。この基金への積み立てについて、令和7年度に評価を行う。令和7年度に事業を実施する、この事業の実施について、令和8年度に評価を行うという流れである。
東委員	資料8頁目の寄附申込書は、寄附金の使途となる事業に丸を付けるようになっているが、複数の事業を選ぶことはできるのか。
政策企画室	使途となる事業を明記した寄附受領証明書を発行する必要があるため、1件の寄附申込につき選択する事業は1件となる。
東委員	では、2つの事業に寄附をしたい場合は、2枚の寄附申込書が必要になるということか。
政策企画室	お見込みのとおりである。
吉田委員長	外部評価も2件必要になるわけか。
門林委員	そのようになる。
東委員	提案理由について、「新たな財源確保を目的に」とあるが、条例でこのような理由はあまり見ないように思う。他市の提案理由をみると、地方創生等を謳っているところが多いように感じる。本市の提案理由が間違っているわけではないが、このままでいいのか気になるところである。
森吉委員	東委員の意見もうなずける。
門林委員	提案理由については再検討させていただく。
吉田委員長	メール等で修正案を各委員に周知するように。
森吉委員	例規担当は、この提案理由で問題ないと判断したのか。
総務管財室	例規担当も承認している。過去の和泉市ふるさと元気寄附条例の提案理由も参考にし、このような提案理由とした。いただいた指摘を踏まえて、担当課と調整し、その結果を共有したい。

左海委員	今回の寄附額は、補正予算に計上し基金に積み立てると財政課では聞いているが、現時点でどれくらいの寄附額を見込んでいるのか、答えられるならばお願いしたい。
政策企画室	現時点での数字であるが、令和6年度は複数社から計3,500万円の寄附を見込んでいる。ただし、金額の非公表を希望している企業もあるため、最終的な報告は、何社で何円という表現になる。
左海委員	現時点で3,500万円程度の寄附の見込みとのことであるが、その後、更に寄附があった場合はどう対応する予定か。
政策企画室	その場合は、補正予算に計上するのではなく、決算処理での対応を想定している。個人版のふるさと納税の場合に倣っていく。
左海委員	例えば3月補正に間に合う時期に、同じくらいの額の寄附があった場合は、同様に補正予算を計上した方がよいのではないか。この場合も補正予算ではなく決算処理とするのであれば、今回の寄附も、補正予算に計上せずに決算処理をすればよいことにならないか。
門林委員	補正予算は計上できるタイミングがある。また、補正予算に計上すると目立ってしまうが、寄附の公表を望まない相手方もいる。寄附の時期や相手方の意向も踏まえて対応していきたい。
左海委員	現時点で補正予算は行わないと断言するのはどうかと思い、質問をした。
吉田委員長	ルールと運用を整理して、誤解を生まない説明を心がけるように。
奥委員	寄附金額の非公表を希望する企業もあるとのことであるが、金額非公表で効果検証できるのか。
門林委員	金額は公表するが、その相手方は非公表にするので、金額非公表の要望にも対応できると考える。検証するのは事業であって、相手方ではない。
森吉委員	今回の寄附額は歳入に予算計上するが、歳出はどうか。
政策企画室	基金への積み立てを歳出として計上する。
森吉委員	3,500万円全額が基金への積み立てになるのか。

政策企画室	お見込みのとおりである。来年度に使用するため、全額基金に積み立てるが、相手方との調整の中で、寄附を受け付けた現年度に使用する可能性はある。
森吉委員	その場合、更に補正予算を計上する必要が生じないか。
政策企画室	既に歳出予算を組んでいる事業の場合は、補正予算は不要となる可能性がある。
森吉委員	既に歳出予算を組んでいることは、通常ないのではないか。
東委員	企業版ふるさと納税は既存事業には充てられないことになっているので、基本的には今年度の予算には組まないことになると考える。
森吉委員	歳入として寄附を受け付け、歳出として基金に積み立て、それを現年度に執行する場合は、更に基金から受け入れる金額を歳入に、執行する事業を歳出に計上するのか。
政策企画室	通常、寄附をいただいた段階で、令和6年度に執行するのか令和7年度に執行するのかは分かる。寄附いただいた金額を必ずしも全て基金に積み立てるわけではなく、令和6年度に執行するのであれば、基金には積み立てずに寄附金を事業の財源とする。令和7年度に執行するのであれば、一旦基金に積み立てて、来年度取り崩したものを財源とする。
森吉委員	今回はどうするのか決まっているのか。
政策企画室	予算上は全額基金に積み立てる前提であるが、相手方企業との調整により、例えば今年度の青少年の家のリニューアルに充てるような可能性はある。
山崎委員	2点について、共有と確認を行いたい。 1点目、今回美術館や青少年の家が、観光の振興事業を用途として寄附を受けようとしている。寄附金の用途として、生涯学習の充実や、文化芸術の振興といった事業をあげることはできなかったのか。事務局に質問したところ、地域再生計画は和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に作成されており、その和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、和泉市総合計画を基に作成されているところであり、それらに記載されている寄附金の用途となる事業に、該当する項目がなかったとの説明であったと理解している。和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略にも、和泉市総合計画にも、教育分野の事業は全く書かれておらず、そのため、寄附金の用途として教育分野の事業を盛り込めなかったのか、改めて確認したい。

政策企画室	<p>和泉市総合計画には教育分野についても記載されているが、和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略には、教育について記載されていない。地域再生計画の作成方法は2種類あって、美術館のリニューアル計画等の個別計画を作成して国の認定を受ける方法と、総合戦略を転記する方法があるが、総合戦略の転記のみで国の認定を受られることから、後者を選択した。</p>
門林委員	<p>資料の14頁目、15頁目に、地域再生計画の基本目標として9項目が記載されている。和泉市総合計画には、これらの他にも幅広く事業を掲げているが、和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略には、この9項目が抜粋されている。地域再生計画はそれを転記したものであり、これに該当するものだけが寄附の対象となる。教育については、現状、対象外となる。</p>
山崎委員	<p>和泉市総合計画には教育分野の目標や施策が記載されているが、和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略には記載されていない。地域再生計画は、教育分野について記載されていない和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を転記して作成したため、教育分野の事業がないので、美術館や青少年センターを観光施設と位置づけ寄附を受け入れようとしている。今後についても、個別計画を作成するのは大変なので、和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、地域再生計画を作成することになると思うが、和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を見直すに当たっては、教育分野をどうするのか、検討していただきたい。</p> <p>次に、観光分野のために寄附をしようとしてくれている方がいることを把握したのは、昨日、本人からのメールによってである。観光分野の職員も把握していなかったところであり、関係部署への情報共有は今後しっかりと行っていただきたい。</p>
門林委員	<p>今後は庁内の情報共有をしっかりと行う。特に環境産業部は、市内企業との関りも多いので、こまめに情報共有を行う。</p>
奥委員	<p>和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に、和泉市総合計画には記載されている教育等の分野についての記述がないのは、地方創生交付金の対象にならなかったからだと記憶しているが、その理解でよいか。</p>
門林委員	<p>お見込みのとおりである。和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、和泉市総合計画から、まち・ひと・しごと創生に関わる事項を抜粋して策定した。</p>
奥委員	<p>今後、和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に教育分野を位置付けたとしても、地方創生交付金の対象とならないことには変わりないか。教育や福祉は、国の補助事業がメイン</p>

	<p>で、市の独自性は打ち出しにくいような印象がある。和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に将来教育分野を位置付けたとしても、地方創生交付金の対象にも、企業版ふるさと納税の対象にもならないのであれば、教育分野を基本目標に位置付ける意味がないように感じるが、そのあたりは今後の検討事項か。</p>
政策企画室	<p>企業版ふるさと納税の活用には条件があり、例えば、教育分野であっても使える事業と使えない事業があるので、次の和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたっては、その点も踏まえて検討していく。</p>
山崎委員	<p>地域再生計画の基本目標に教育分野を位置付ければ、企業からすると、教育分野に寄附をすれば、企業版ふるさと納税として税控除を受けられるということでしょうか。</p>
政策企画室	<p>市の単独事業であれば問題ないが、国庫補助事業であれば、諸条件がある。ただし、地域再生計画の基本目標に該当していることが前提である。</p>
山崎委員	<p>今回は、教育分野の項目がない中で、観光振興事業の一環として美術館や青少年の家の改修のために寄附を受け付けることが可能であるが、今後のことを考えると、和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標に教育分野を位置付けることを検討しなくてはならないということか。</p>
門林委員	<p>次の和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたっては、その点は工夫する必要があると考えている。</p>
東委員	<p>私は、教育分野への寄附については、「『結婚・出産・子育て』に夢や希望が持てる環境づくり事業」に「子育て」とあるので、この事業を用途に選ぶものかと考えていたが、こちらの事業を選ぶ場合もあるという理解でよいでしょうか。</p>
政策企画室	<p>その事業で、教育分野の寄附を受けていただく場合もあると考えている。</p>
吉田委員長	<p>今の話は、質疑が出てもおかしくないところであり、また、次の和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略にも影響するところでもあるので、現時点の考えをよく整理しておくように。</p>
並木委員	<p>今回の条例改正の内容は大きく2点あり、企業版ふるさと納税の導入と、寄附金を基金に積み立てずに直接返礼品等の経費に充てられるようにすることである。後者について、提案理由には「経費の財政負担を軽減するため」とある。10億円の寄附金に対して、経費が5億円かかる場合、従来であれば、一般財源による返礼品等経費5億円と基金積立金10億</p>

	<p>円で15億円の歳出となるため、改正後は寄附金を財源とする返礼品等経費5億円と基金積立金5億円で10億円の歳出となるため、確かに当該年度の予算規模は小さくなっている。しかし、その分基金の残高は少なくなるため、結局は変わらない、財政負担の軽減にはならないのではないか、との意見が出るかもしれないので、その回答を準備するか、あるいは提案理由の見直しが必要ではないか、再確認していただきたい。</p>
広報・協働推進室	<p>財政課等と調整のうえ、提案理由の修正を検討する。</p>
吉田委員長	<p>総務管財室の確認事項に、寄附金を人件費にも充当できるということがあったが、これについて説明頂きたい。</p>
総務管財室	<p>返礼品等の経費には、返礼品購入のための物件費のみが該当するのか、それとも、事務を行う職員を雇用する費用や、時間外勤務手当の費用にも充てられるのか、明確ではなかったため確認した。</p>
吉田委員長	<p>担当課としてはどうか。</p>
広報・協働推進室	<p>寄附金の人件費への充当は可能と考えている。</p>
前田委員	<p>補足であるが、人件費への充当は可能であるものの、実際の予算編成においては、財政課との調整になるが、人事課が所管する人件費に寄付金を充当するということはないと考える。</p>
吉田委員長	<p>運用上は行わないがルール上は可能であり、担当課と事務局に認識の齟齬はないようである。他に意見はあるか。</p>
森吉委員	<p>担当課説明の冒頭で、企業版ふるさと納税を導入しないのか議会で質問があったと話されていたが、具体的にはどのような質問があったのか。</p>
政策企画室	<p>企業版ふるさと納税の制度化の要請があった。</p>
森吉委員	<p>それに対して、見送る旨の回答をしたとのことであるが、その際理由を再度示された。</p>
政策企画室	<p>1点目は、制度化しても具体的な寄附の見通しがなかったこと。2点目は、現行の制度が令和6年度末で終了すること。以上の2点である。</p>

森吉委員	その後、具体的な申出があり、今後の延長の可能性も見込まれるところであるが、延長の可能性には触れる必要はないか。現時点では、令和6年度で制度は終了とされているが、令和6年度中の寄附の申出があったので、条例の改正を行い、寄附を受け入れられる体制を構築するという整理でよいか。
政策企画室	現在いただいている寄附の申出を受け入れられるようにするということである。
森吉委員	制度の延長の可能性が出てきたという理由で説明は行わないのか。
政策企画室	行わないが、延長を前提に準備は行いたい。
森吉委員	元々令和6年度で終了予定の制度で、具体的な寄附の申出もなかったため、制度化を見送っていた。今回具体的な申出があったため、確実に受け入れられるように条例改正を行う必要があった。制度の延長については、総務省への要望等いろいろと言われているようであるが、それはまだ決まっていないことであり、延長を前提に準備と話されたが、これは条例改正とは関係のない話と考えてよいか。
門林委員	元々、寄附の見通しがいいことと令和6年度末での制度終了を理由に制度の導入を見送っていたが、制度の延長が見込まれれば制度を導入することも話していた。今回、寄附の申出があったため、確実に寄附を受け入れられるように条例改正を行う。加えて、各分野から制度延長の要望もでてきているため、延長を見据えて今後の準備は行っていきたい。
森吉委員	特に質問があった議員には、事前に説明を行っておいた方がよいと思う。
吉田委員長	他に質問はないか。 私からの修正等の指示については、既に伝えているので省略する。
吉田委員長	2 報告案件 報告案件について、事務局から補足説明はあるか。
総務管財室	報告案件については概要資料のとおりであり、法令の改正に伴うものや、既に審議の済んだものなので、特に補足すべきことはない。
吉田委員長	質問等はないか。 全ての案件は終了したため、これで例規等審査委員会を終了する。

		以上
--	--	----